



東北大学医学系研究科 法医学分野では、警察などの捜査機関からの嘱託による法医解剖（司法解剖・承諾解剖ならびに通称“新法解剖”）を行っています。これらの解剖は刑事訴訟法・死体解剖保存法ならびに警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律など、定められた法令に基づいて行われるものです。

通常、司法関係者による検視、医師による検案が行われ（医療機関に入院中に亡くなられた場合には検案が行われないこともあります）、その後



に解剖が行われます。

ご遺族の皆様へ

東北大学医学系研究科 法医学分野
からのお知らせ

1) 死亡診断書（死体検案書）について

死亡診断書あるいは死体検案書は原則的に法医学分野では発行いたしません。入院先の医療機関、あるいは検案した医師が発行します。従って、追加発行が必要となった場合には、最初に発行した医療機関あるいはご遺体を担当した警察におたずねください。

2) 法医解剖について

法医解剖では必ず頭部・胸腹部の検査をします。場合によっては、コンピュータ断層撮影(CT)を解剖前に行い、診断の補助にしています。通常の検査はこれで終了しますが、交通事故などの場合には背面や四肢などの解剖も行われることがあります。

解剖時間は普通大凡1～2時間位（解剖前の準備時間、解剖後の司法関係者への説明時間のため更に1時間ほど必要です）ですが、場合によっては3～4時間ないしそれ以上の時間を要することもあります。

解剖には肉眼的な観察のほか、いくつかの検査が含まれます。通常、行われる検査として、

いろいろな臓器のごく一部、希に臓器自体を採取し、ホルマリンという固定液に一定期間浸した後に組織標本をつくり、顕微鏡で異常の有無を観察する検査（病理組織学的検査）を行います。その他にも血液・尿などから薬物を分析する検査（薬物検査）、血液や尿から死亡前の生化学的異常の有無を調べる検査（生化学的検査）などを行うこともあります。もちろん常に全てが行われるわけではなく、またご遺体によっては行えない検査もあります。なお、身元確認のためのDNA型を判定する検査は、血液・爪・骨片のいずれかを科学捜査研究所に任意提出し、そちらで行われます。

法医解剖の場合はさまざまな事件に関係している事例が少なくありません。従って、診断の確実性の保持などの理由により、試料の保存を行っています。臓器はパラフィンブロック（臓器の小片をパラフィン〔ろうの様な物質です〕内で固定したもの）ならびにプレパラート（パラフィンブロックをミクロン単位で薄くスライスし、ガラスに載せて顕微鏡観察できるようにしたもの）として保存し（いずれも10-20個〔枚〕程度）、血液は試験管に凍結保存（1-2本程度）します。ただし亡くなられた後のご遺体の死後の変化によって検査が行えない場合は、保存し

ません。なお、残余のホルマリン固定臓器については、鑑定終了後に火葬いたします。

3) 解剖後について

法医解剖の場合は、嘱託が捜査機関であり、ご遺族からのお問い合わせの最初の窓口はすべて嘱託先の捜査機関となります。必ず、警察署など担当した捜査機関の連絡先をお控えください。

時に保険関係あるいは労災関係などで当該機関から問い合わせがあることがあります。最終的な診断報告を嘱託先の捜査機関に行った後、その許可のもとで対応しております。場合によっては、最終的な診断報告が数カ月以上かかることもありますので、ご了承ください。なお、保険関係の問い合わせは、全てご遺族の承諾の下で行います。

